

第7章 更生保護推進計画(習志野市再犯防止推進計画)

第1節 計画策定にあたって

(1) 計画の背景及び趣旨

全国の刑法犯の認知件数は平成14年に285万3,739件と戦後最多となったものの、その後、徐々に減少し令和3年には56万8,104件と戦後最少となりました。

しかしコロナ禍を経て、増加傾向に転じ令和5年には、70万3,351件となっています。

一方で、刑法犯により検挙された人員に占める再犯者の人員の割合(再犯者率)は令和2年の50.6%をピークに減少傾向となっておりますが、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況です。犯罪をした人などの中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコールなどへの依存のある人、高齢で身寄りがいない人など、地域社会で生活する上で、さまざまな生きづらさや困難を抱えている人も少なくありません。

このような困難等を抱えた人などの再犯を防止するには、刑事司法機関の手続きにとどまらず、地域においても関係機関や民間団体などが協力、連携し社会復帰に向けた継続的な支援を続けていくことが大切です。

本市では、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指すため、犯罪を未然に防ぐことに加え、犯罪をした人等が再び犯罪をすることがないように、社会全体で再犯防止に向けた取組を行う必要があることから、「更生保護推進計画(習志野市再犯防止推進計画)」を策定します。

(2) 計画の位置付け

本計画は、平成28年12月に公布・施行された、「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「再犯防止推進法」とする。)第8条第1項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めるものです。

また、本計画の策定においては、関係する福祉分野での「習志野市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本市の取り組みをより一層推進することとします。

(3) 計画の対象者

本計画では、再犯防止推進法第2条第1項に規定する「犯罪をした者等」を支援対象者とします。同条項において「犯罪をした者等」とは、「犯罪をした者又は非行少年(非行のある少年をいう。以下同じ。)若しくは非行少年であった者」と規定されています。これには、矯正施設を退所した人だけでなく、警察で微罪処分になった人や検察で不起訴処分(起訴猶予)になった人、裁判所で刑の執行を猶予された人、保護観察に付された人等も含まれます。

(4) 計画期間

令和8(2026)年度から令和15(2033)年度までの8年間とします。

第2節 習志野市を取り巻く環境

課題

昨今、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域との交流も少なくなり、地域社会を取り巻く環境の大きな変化が見られます。

そのような中、犯罪をした者等の多くは、矯正施設に入所することなく地域社会に戻ることでありますが、そうした人の中にも、社会復帰に向けて支援が必要とする人がいます。

一度犯罪をしてしまった人が再び犯罪を行わないようにするには、犯罪をした人が抱えるさまざまな生きづらさを解消することが最も有効であると考えられます。

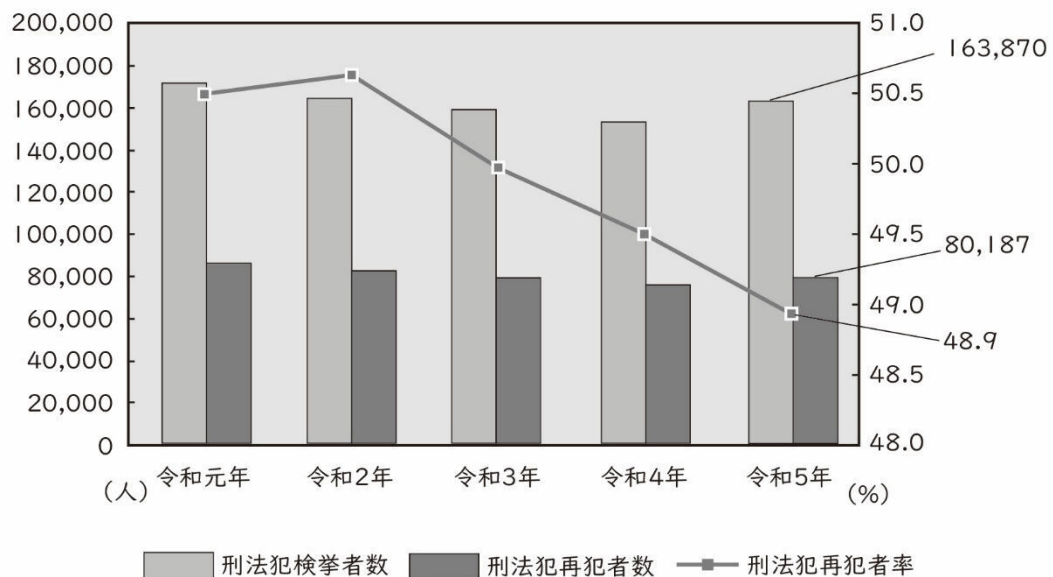
そのためには市と県・国、そして民間団体・市民が連携し、犯罪をした人が地域で孤立することなく生活を再建できるように、就労、住居、保健医療等、多岐にわたり支援することが重要となります。

(1) 刑法犯検挙者数、再犯者数及び再犯者率の推移

◇国・千葉県及び習志野市の状況

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)は、これまでは増加傾向にありましたが、近年は減少傾向となっています。

<刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(全国)>



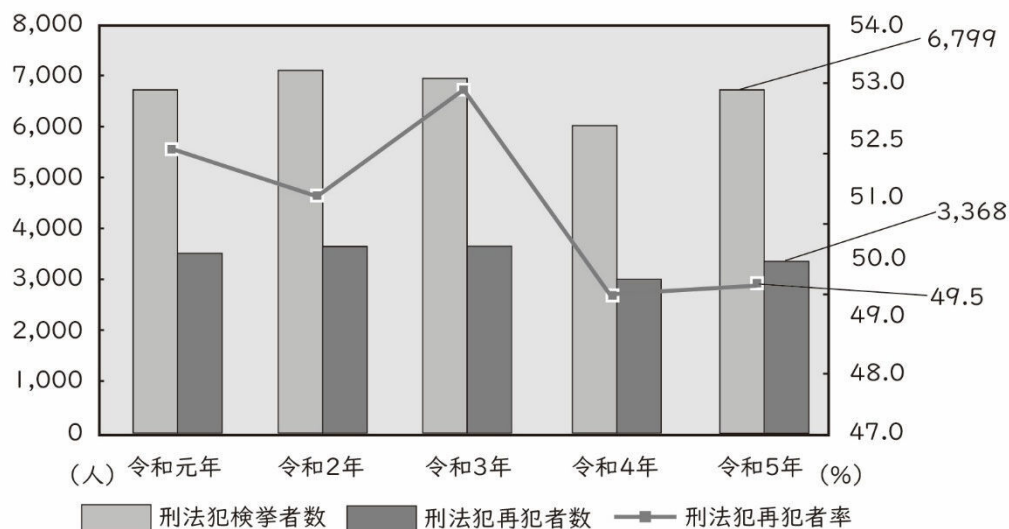
資料:法務省矯正局提供データ

千葉県の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)は令和3年は52.9%でしたが、以降は49~50%程度で推移しています。

第7章 更生保護推進計画(習志野市再犯防止推進計画)

第2節 習志野市を取り巻く環境

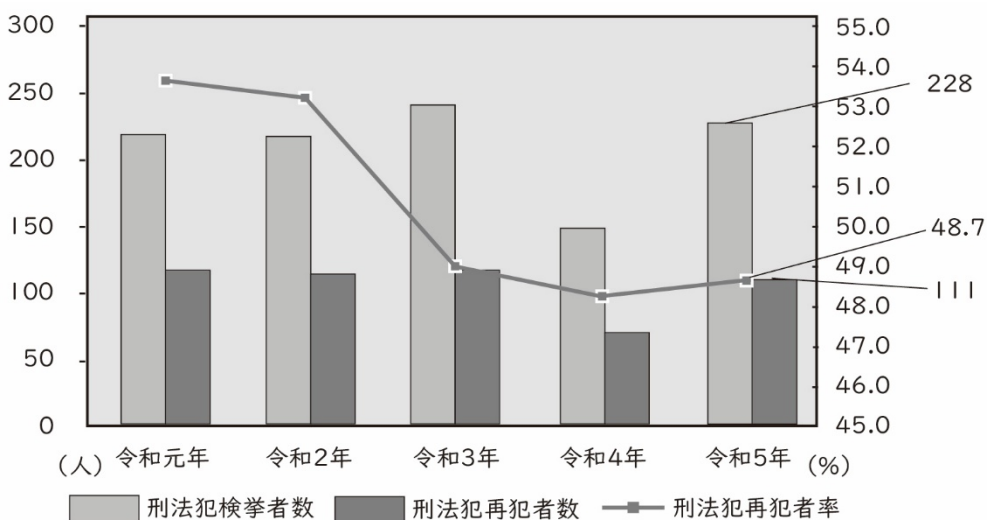
<刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(千葉県)>



資料:法務省矯正局提供データ

習志野市内の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合(再犯者率)の傾向としては、令和2年以降減少し、近年は48~49%程度で推移しており、全国平均とおおよそ等しくなっています。

<刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移(習志野市)>

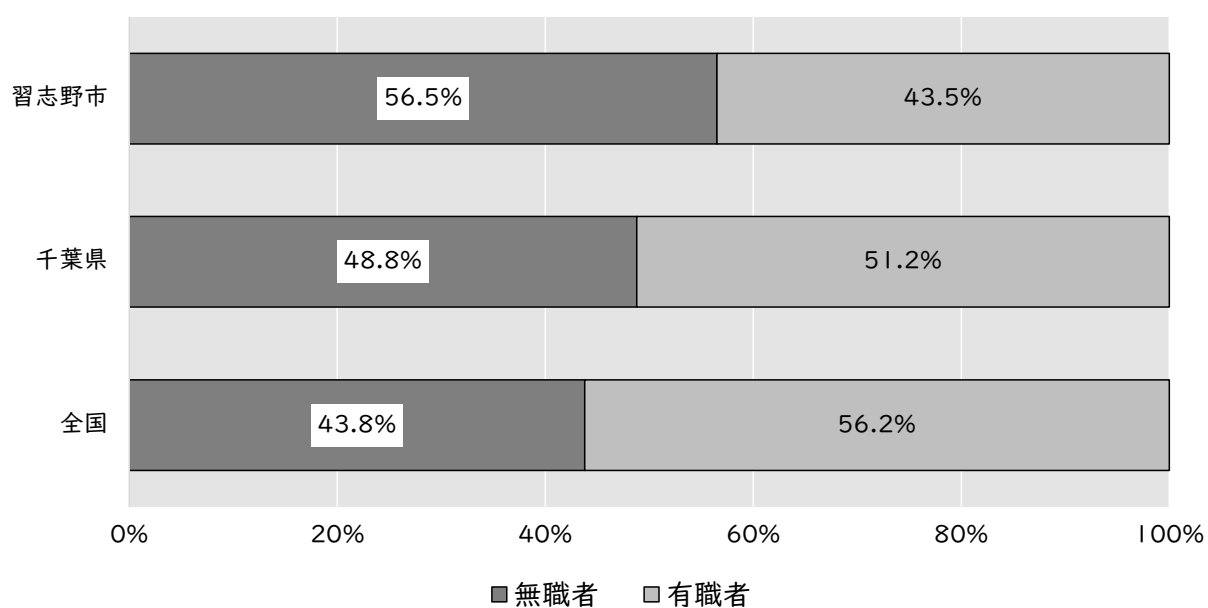


資料:法務省矯正局提供データ

(2) 検挙者の就労状況

令和5年の検挙者のうち、犯行時の居住地が習志野市であった人について、無職者の割合は50%を超えています。これは全国の48.8%、千葉県の43.8%に比べ、無職者の割合が高くなっています。(初犯・再犯含む)

<令和5年検挙者の就労状況>

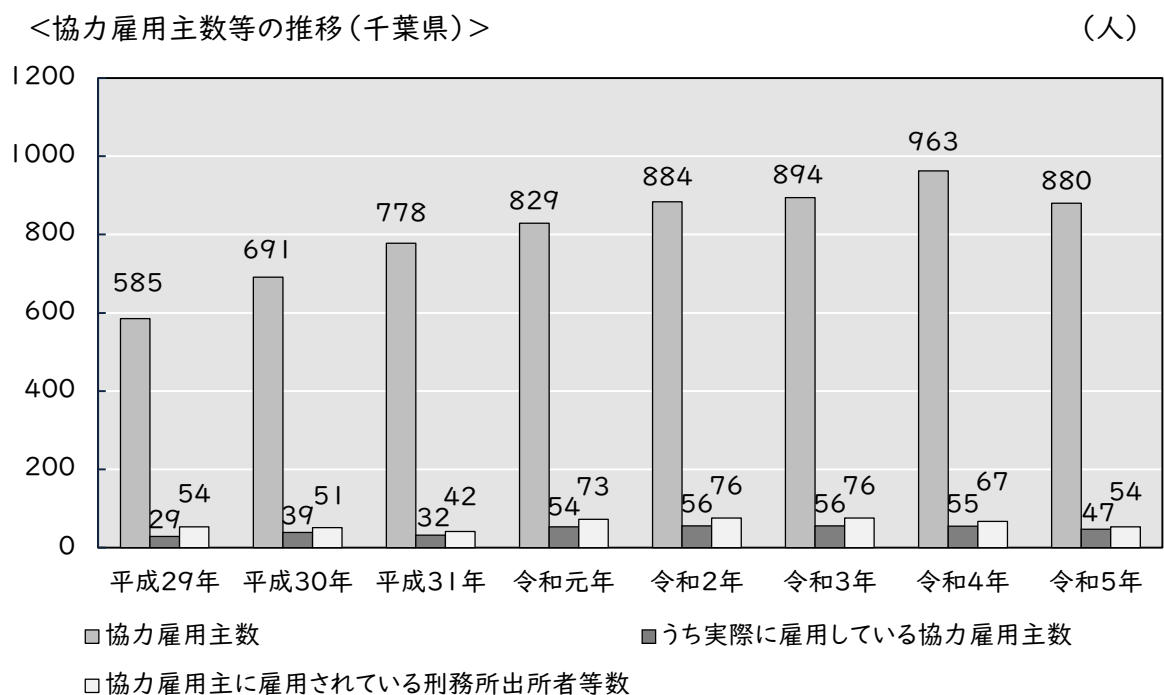


資料:法務省矯正局提供データ

(3) 協力雇用主の状況について

刑務所出所後、就職することが困難である一方で、それを支える雇用主も存在しています。千葉県における協力雇用主は年々増加傾向にあるものの、犯罪をした人等を実際に雇用している協力雇用主数は令和元年から横ばいで推移しています。

また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は、令和5年は54名であり、令和2年をピークに減少傾向にあります。

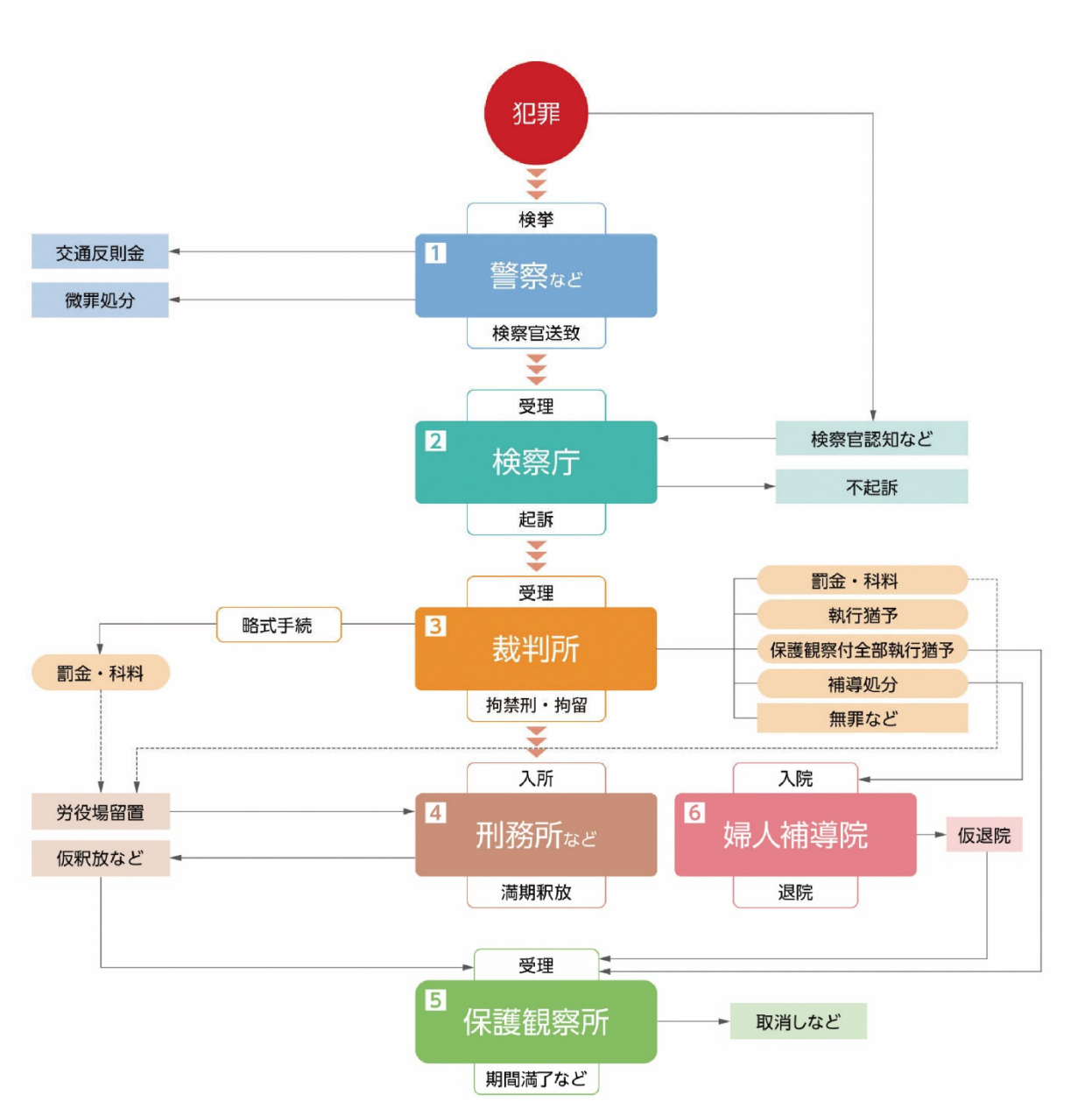


資料:千葉保護観察所提供データ

【参考】

犯罪をした人の処遇(手続きの流れ)

ア 成人による刑事事件の流れ



出典:令和5年版再犯防止推進白書

①警察など

警察などが犯人を検挙して必要な調査を行った事件は、原則として全て検察官に送致されます。

②検察庁

検察官は、送致された事件について必要な捜査を行い、法と証拠に基づいて、被疑者を起訴するか、不起訴にするかを決めます。また、検察官は、自ら事件を認知したり、告訴・告発を受けて捜査することもあります。

③裁判所

裁判所は、公開の法廷で審理を行い、有罪と認定した場合は、死刑、拘禁刑、罰金などの刑を言い渡します。また、その刑が3年以下の拘禁刑などの場合は、情状によりその執行を猶予したり、さらには、その猶予の期間中保護観察に付することもあります。

なお、比較的軽微な事件で、被疑者に異議がない場合は、簡易な略式手続で審理が行われることもあります。

④刑務所など

有罪の裁判が確定すると、執行猶予の場合を除き、検察官の指揮により刑が執行されます。拘禁刑、拘留は、原則として刑務所などの刑事施設で執行されます。刑事施設では、受刑者の改善更生と社会復帰のための矯正処遇を行っています。

なお、罰金や料金を完納できない人は、刑事施設に附置されている労役場に留置されます。

⑤保護観察所

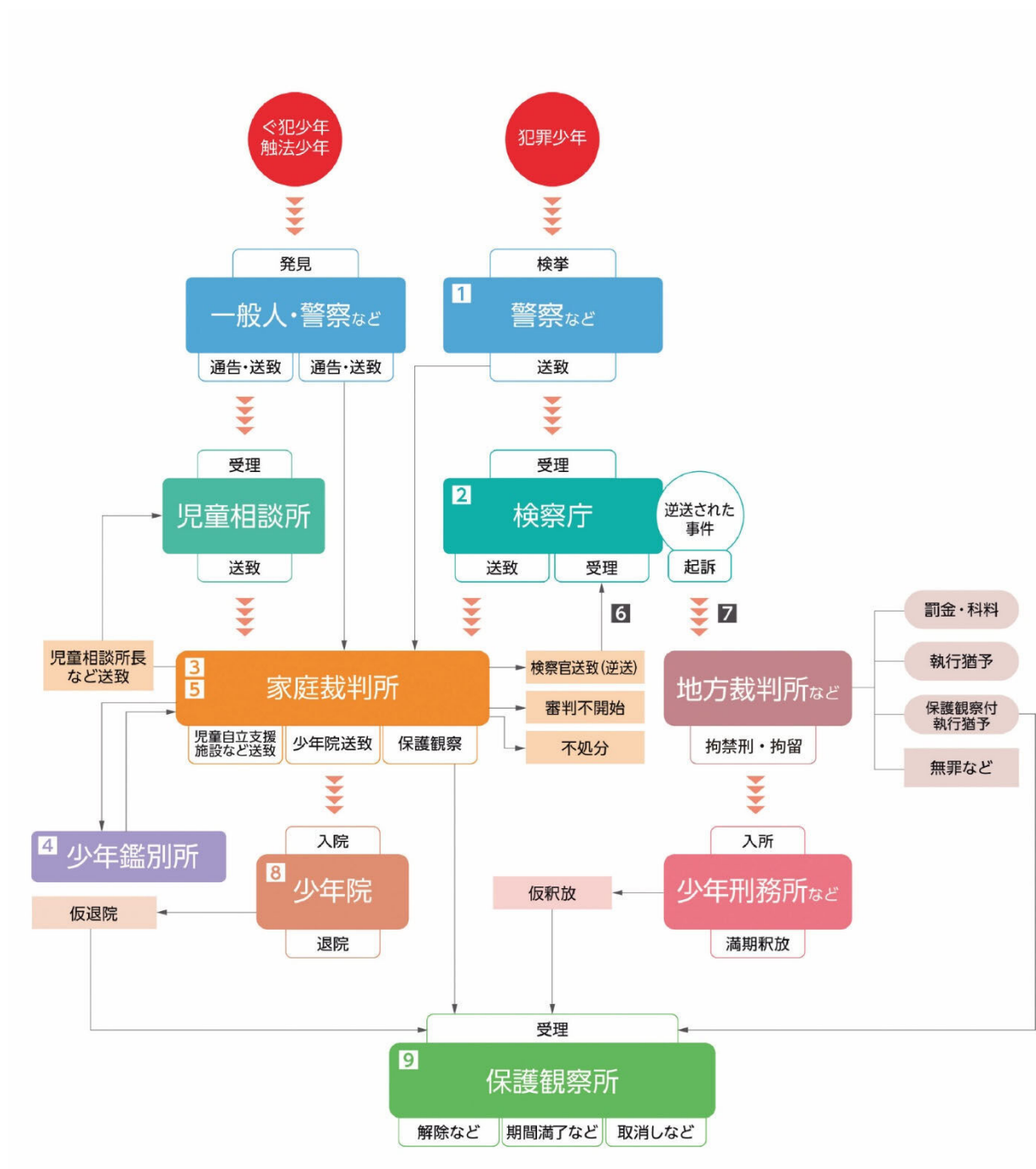
受刑者は、刑期の満了前であっても、地方更生保護委員会の決定で、仮釈放が許されることがあり、仮釈放者は、仮釈放の期間中、保護観察に付されます。また、保護観察付執行猶予判決の言渡しを受け、判決が確定した人も猶予の期間中は保護観察に付されます。

保護観察に付された人は、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

⑥婦人補導院

売春防止法違反で補導処分となった成人の女子は、婦人補導院に収容され、仮退院が許可されると保護観察に付されます。

イ 非行少年に関する手続きの流れ



出典:令和5年版再犯防止推進白書

①警察など

警察などが罪を犯した少年を検挙した場合、捜査を遂げた後、原則として、事件を検察官に送致します。

②検察庁

検察官は、捜査を遂げた上、犯罪の嫌疑があると認めるとき、又は犯罪の嫌疑がないものの、ぐ犯（犯罪に至らないものの、犯罪に結びつくような問題行動があつて、保護する必要性が高いことをいう。）などで家庭裁判所の審判に付すべき事由があると認めるときは、事件を家庭裁判所に送致します。

③家庭裁判所

家庭裁判所は、調査官に命じて、少年の素質、環境などについて調査を行ったり、少年を少年鑑別所に送致して鑑別を行ったりします。

④少年鑑別所

少年鑑別所は、医学、心理学、教育学などの専門的知識に基づき、少年の鑑別を行い、その結果は家庭裁判所に提出されます。

⑤家庭裁判所

家庭裁判所は、事件記録などの調査の結果、審判に付する事由がない、又は審判に付することが相当でないと認めるときは、審判不開始の決定を行い、審判を開始するのが相当と認めるときは、非公開で審判を行います。

なお、少年審判において、一定の重大事件で、非行事実を認定するため必要があるときは、家庭裁判所の決定により、検察官も審判に関与します。

上記③の調査や④の鑑別を踏まえた審判の結果、保護処分に付する必要がないと認めるなどの場合は、不処分の決定を行い、保護処分に付することを相当と認める場合は、保護観察、少年院送致などの決定を行います。

⑥⑦検察官送致、起訴

家庭裁判所は、審判の結果、死刑、拘禁刑、拘留に当たる罪の事件について刑事処分を相当と認めるときは、事件を検察官に送致します。

なお、16歳以上の少年が、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた場合、その事件は、原則として検察官に送致され、事件送致を受けた検察官は、原則、起訴しなければならないとされています。

⑧少年院

少年院送致となった少年は、第1種、第2種又は第3種のいずれかの少年院に収容され、矯正教育、社会復帰支援などを受けながら更生への道を歩みます。

⑨保護観察所

家庭裁判所の決定で保護観察に付された場合、少年院からの仮退院が許された場合などにおいては、改善更生と社会復帰に向けて、保護観察所の保護観察官と民間のボランティアである保護司による指導監督・補導援護を受けることになります。

第3節 基本方針

- 1 犯罪をした人等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員とすることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて取り組む。
- 2 犯罪をした人等が、その特性に応じ、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにし、地域住民の理解や協力を得ながら再犯防止に向けた活動を推進する。
- 3 国、県、民間団体、教育機関等、関係機関が連携して再犯防止に取り組み、情報共有や効果的な支援体制の構築を目指す。
- 4 再犯の防止等に関する取り組みは、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした人等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のための努力することの重要性を踏まえて行う。

第4節 施策目標

(1) 計画の推進体制

本計画の再犯の防止等に関する施策の推進にあたっては、保護観察所や警察などの公的機関、保護司会や更生保護女性会、協力雇用主などの民間団体、また、学校などの地域とのつながりが必要不可欠です。

再犯防止推進法の趣旨などを踏まえ、国や民間団体などとの連携を強化し、犯罪をした者等が再び罪を犯さないよう、円滑に地域社会に復帰できるように支援に努め、安全で安心して生活していける社会の実現を目指します。

(2) 本市の取り組み

①就労・住居の確保等による自立支援の推進

概要	ふるさとハローワークならしの 犯罪をした人等を含む求職者に対して、「ふるさとハローワークならしの」の周知を行います。
担当課・関係機関	産業振興課・ふるさとハローワークならしの

概要	生活と仕事の総合相談窓口「らいふあっぷ習志野」 生活、仕事、健康、家族、家計、将来などのお悩みをうかがい、福祉サービスの案内や就労支援など、お悩みが解決するまで、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー、ファイナンシャルプランナーなどの有資格者が継続的に支援します。
担当課・関係機関	生活相談課・らいふあっぷ習志野

概要	市営住宅 住宅に困窮する低額所得者に対して、所得に応じて低廉な家賃で、借りられる市営住宅についての周知を行います。
担当課・関係機関	住宅課

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

概要	生活保護制度による周知 生活に困窮する人に対し、その困窮の程度に応じた必要な保護を行うことにより、生活を安定させるとともに、その人の自立を目指し支援を実施します。
担当課・関係機関	生活相談課

概要	成年後見制度利用支援 成年後見制度の手続きを行う親族がいない人が、制度利用の必要性を認めた場合は、市の法定後見開始の手続き及び費用の立替えを行います。 なお、習志野市社会福祉協議会では、成年後見センターとして、成年後見制度全般に関する相談窓口を設けています。
担当課・関係機関	高齢者支援課・習志野市社会福祉協議会

③非行の防止・学校等との連携した修学支援等の実施

概要	教育相談 総合教育センターの教育相談では、非行等を含む、家庭での子育てや保護者と子どもとの関係性等について保護者が相談できるよう、窓口を設置しています。 また、プレイセラピー等を通して、児童生徒が抱える悩みや生きづらさを受け止め、話し合う場ともしています。 学校や教育委員会、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等、さまざまな関係機関と情報共有しながら、児童生徒自身や保護者が孤立しないよう、相談を受けています。
担当課・関係機関	総合教育センター

概要	中学校長と保護司との意見交換会 習志野地区保護司会と習志野市中学校長会との意見交換会を実施し、連携強化を図ります。
担当課・関係機関	健康福祉政策課

④犯罪をした人等の特性に応じた支援等の実施

概要	こどもと家庭の相談窓口 犯罪や非行をした少年や若年者等の中には、保護者による適切な監護が得られないネグレクト等を抱えている背景があることも少なくありません。家庭環境や心身の状況等を適切に把握した上で、適切な支援につながるよう相談に応じます。
担当課・関係機関	こども家庭課

概要	高齢者・障がいのある人の相談窓口 犯罪や非行をした人等の中には、精神症状や発達上の課題を抱えている方が適切な支援につながっていなかったり、課題そのものが見過ごされてきた場合も少なくありません。抱えている課題の整理等を行いながら、適切な支援につながるよう相談に応じます。
担当課・関係機関	（高齢者）高齢者支援課・高齢者相談センター （障がいのある人）障がい福祉課・基幹相談支援センター・相談支援事業所

概要	女性の生き方相談 犯罪や非行をした女性の中には、過去に虐待やDVの被害体験や性被害による精神的な課題を抱えている背景があることも少なくありません。これからの生き方、家庭問題、仕事等、女性が抱えるさまざまな悩みについて、心理的なサポート等を行いながら、相談に応じます。
担当課・関係機関	多様性社会推進課

⑤再犯防止に向けた更生保護活動の促進

概要	更生保護活動の情報発信 保護司会や更生保護女性会など、地域において更生保護を支える民間ボランティアや団体の活動について、市の広報紙やホームページにおいて、活動の紹介など情報発信を行います。
担当課・関係機関	健康福祉政策課

概要	保護司活動の支援 保護観察対象者との面談場所について、保護司の安全確保や保護司活動に伴う保護司の負担軽減を図る観点から、自宅以外で身近に面接できる場所として、サポートセンターのほか、公共施設の利用をできるように各施設に依頼します。
担当課・関係機関	健康福祉政策課

概要	社会を明るくする運動の実施 社会を明るくする運動習志野地区大会にあわせて、幸福の黄色い羽根にちなんだ、黄色いものを市内全域で身に付ける統一活動を実施し、市内の小中学校に黄色いリボンを配布し着用してもらうなど、啓発活動を行います。
担当課・関係機関	健康福祉政策課